

令和 7 年度焼津市結婚新生活支援事業に関するQ&A

世帯に関すること

Q1.対象となる世帯はどのような世帯ですか。

- A. 以下のすべてに該当する世帯が対象となります。
- ① 対象期間(令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 10 日)に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。
 - ② 婚姻日時点で夫婦がともに 39 歳以下であること。
 - ③ 令和 6 年中の夫婦の合計所得金額が 500万円未満(貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を差し引いた額を所得とみなす。)であること。
 - ④ 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと(ただし、継続補助世帯は除く。)
 - ⑤ 補助金交付申請時において、夫婦の住所が申請に係る住宅となっていること。
 - ⑥ 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請対象の住宅に定住する意思があること。

Q2.再婚の場合は対象になりますか。

- A. 対象となります。ただし、夫婦の一方又は双方が過去に本補助金を受けたことがある場合は対象となりません。

Q3.日本国籍を有しない世帯も対象になりますか。

- A. 対象となります。ただし、在留資格や期間によっては対象とならない場合がありますので詳しくはお問い合わせください。

Q4.生活保護受給世帯も対象になりますか。

- A. 対象となります。ただし、本補助金の対象となる費用(住宅取得費、住宅賃借費及び引越し費用)について、生活保護による生活扶助又は住宅扶助等、その他の扶助を受給している場合は、その部分については対象となりません。

所得に関すること

Q5.夫婦の合計所得金額が「500万円未満」とありますが、年収の目安はどれくらいですか。

- A. 給与所得者の場合、年収に換算すると 670 万円が目安となります。ただし、夫婦それぞれの収入額によって計算方法が変わります。詳しい金額の確認方法は Q6.をご覧ください。

Q6.所得の確認はどのようにすればいいですか。

- A. 市県民税の納税通知書や納付書で確認できます。詳しくは焼津市 HP の PDF「所得の見方」をご覧ください。また、所得が給与のみの場合は源泉徴収票でも確認できます。源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を参照してください。
- なお、上記書類に記載されている所得額はあくまで目安です。実際の申請には課税(所得)証明書が必要となりますのでご注意ください。

Q7.転職した場合の所得はどのように計算しますか。

- A. 直近(令和 7 年度)の課税(所得)証明書と転職後の所得が異なる場合であっても、直近の課税(所得)証明書により所得を算出します。

Q8.所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間はいつですか。

- A. 課税(所得)証明書の期間(令和 6 年 1 月～12 月)と同一となります。

費用に関すること

Q9.対象となる費用は何ですか。

- A. 以下のもので、支払済の費用が対象となります(基本的に夫婦のどちらかが契約者の場合に限ります。)。ただし、勤務先から手当が支給されている場合は、手当分を除いた額が対象です。
- ① 住居費
購入の場合:住宅の取得費(土地代、ローン返済手数料は除く。)
賃貸の場合:住宅の賃料、共益費、礼金及び仲介手数料(媒介手数料)
(敷金は除く。)
 - ② 転居費用
引越し業者または運送業者に支払った費用
(不用品の処分費用や物品の購入費用、レンタカー費用は除く。)
 - ③ リフォーム費用
婚姻に伴う住宅の機能の維持、向上を図るために行う修繕、増築、改築等の工事費用
(倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入、設置費用は除く。)

Q10.対象となる費用の支払期間はいつですか。

- A. 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 10 日の間に支払った費用が対象となります。

補助対象期間は以下のとおりです。

- ・婚姻日以降に同居を開始した場合:同居を開始した日の属する月以降
- ・婚姻前に同居を開始した場合:婚姻を前提とした同居であることが契約書により確認できるときは、同居を開始した日の属する月以降

※例)6 月1日から同居しており、7 月 15 日に婚姻届を提出し受理された場合
(家賃が前の月に先払いの場合)

ア. 婚姻を前提とした同居である旨の記載が契約書にある場合

6 月分の家賃等から補助対象となります。

イ. 婚姻を前提とした同居である旨の記載が契約書にない場合

7 月分の家賃等から補助対象となります。

※婚姻日や同居日によって対象となる期間及び費用が異なりますので、詳しくは記入例をご覧ください。

なお、対象期間外の家賃を前払いで支払う場合は、支払日が対象期間内であっても、補助の対象外となります。

(例)令和 8 年 4 月分の家賃を令和 8 年 3 月に支払う場合など

Q11.夫婦の一方が以前から居住していた住宅に、婚姻を機に同居を開始する場合は対象になりますか。

- A. 対象になります。ただし、同居を開始した日の属する月以降の費用が対象です。

Q12.住宅の契約日が対象期間(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 10 日)よりも前ですが、申請できますか。

- A. 契約日が対象期間より前であっても申請可能です。ただし、補助対象となるのは対象期間内に支払われた費用となるため、対象期間よりも前に支払われた住居費、転居費用、リフォーム費用は補助対象となりませんのでご注意ください。

Q13.4 月分の家賃を 3 月に支払った場合、補助対象費用となりますか。

- A. 補助対象となる費用の支払期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 10 日までです。

令和 7 年 3 月に支払われた費用は、補助対象外です。

※令和 7 年 4 月に 4 月分の家賃を支払った場合は、補助対象となります。

Q14.住宅の取得費用について、住宅ローンの返済は対象になりますか。

- A. 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 10 日の間に返済した費用であれば対象となります。なお、対象期間外のローンを前払いで支払う場合は、支払日が対象期間内であっても、補助の対象とはなりません。

Q15.リフォームは対象になりますか。

- A. 対象になります。対象費用は、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築等の工事費用のうち、新婚世帯が居住するために必要な工事のみ対象となります。
- なお、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象とはなりません。

Q16.リフォームに係る住宅の契約名義人が夫婦の名前でない場合も対象になりますか。

- A. 対象になります。ただし、夫婦の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること、夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っていることが必要です。

Q17.引越し費用について、対象となる費用は何ですか。

- A. 引越し業者や運送業者に支払った費用のうち、引越し運送費用や荷造り等のサービス費用が対象となります。不用品の処分費用や物品の購入費用、レンタカー費用は対象にはなりません。
- ※婚姻日より前の転居に係る費用は対象にはなりません。

Q18.住宅を取得した場合、土地購入費は対象になりますか。

- A. 土地購入費は対象にはなりません。

Q19.勤務先が賃借人である物件(社宅等)に入居し、勤務先に対対象経費を支払っている場合は対象になりますか。

- A. 対象になります。ただし、領収書や給与明細等により申請者が勤務先に対し支払をしていることが客観的に確認出来ることが必要となります。

Q20.住居の契約名義人が夫婦以外の場合は、対象になりますか。

- A. 対象にはなりません。

Q21.前年度補助金を受給した世帯が補助申請をする場合、対象となる費用は何ですか。

- A. 前年度の補助対象費目(家賃、共益費、住宅ローン、リフォーム費用の支払い)が対象となります。

Q22.前年度補助金を受給した世帯が離婚した場合や転居した場合は対象となりますか。

- A. 対象になりません。

Q23.住宅取得、住宅リフォームの補助について、他の住宅に係る補助制度との併用はできますか。

- A. 下記の補助制度との併用はできません。ただし、住宅リフォームにおいては請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用ができます。なお、下記以外の他の補助制度との併用については個別に相談してください。

- ・こどもみらい住宅支援事業
- ・地域型住宅グリーン事業
- ・ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業
- ・戸建て住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅の省CO₂化促進事業
- ・こどもエコすまい支援事業
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・次世代省エネ建築支援事業
- ・既存住宅における断熱リフォーム支援事業
- ・住宅エコリフォーム推進事業
- ・住宅・建築物省エネ改修推進事業
- ・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金
- ・住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業

提出書類に関すること

Q24.申請に必要な書類は何ですか。

- A. 申請書類は以下のとおりです。申請される方の状況に応じて必要な書類が異なりますので、不明な点は事前に誘致戦略課までお問い合わせください。

新婚 世帯	結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)
	婚姻届受理証明書(婚姻届を提出した自治体にて取得)又は婚姻後の戸籍謄本(全国の市町村窓口にて取得可)
	住民票(世帯全員の記載があるもの)
	夫及び妻の令和7年度(令和6年分)の課税(所得)証明書 (令和7年1月1日時点で住民登録のある自治体にて取得)
	貸与型奨学金の返済額が分かる書類(貸与型奨学金を返済している場合)
	住宅の賃貸借契約書の写し(住宅を賃借している場合に限る。)
	住宅の購入又は新築に係る契約書の写し(住宅を購入し、又は新築した場合に限る。)
	転居に係る領収書又は支払いが確認できる書類の写し (転居費用に係る補助金の交付を申請する場合。)
	リフォームに係る契約書及び支払いが確認できる書類の写し (リフォーム費用に係る補助金の交付申請をする場合に限る。)
継続 補助 世帯	結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書(第1号の2様式)
共通	夫及び妻の住宅手当支給証明書 (第2号様式。給与所得者である場合)
	賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し(住宅を賃借している場合に限る。)
	住宅の購入又は新築に係る領収書又は支払額が確認できる書類の写し (住宅を購入し、又は新築した場合に限る。)
	クレジットカード等の利用明細書及び特典相当額が確認できる書類の写し (クレジットカード等を利用して対象経費の支払いをした場合に限る。)
	現金払いによって得た特典相当額が確認できる書類の写し (補助金対象経費の支払いを現金で行い、特典が付与された場合に限る。)
	その他市長が必要と認める書類

Q25.自治体で取得する書類(婚姻届受理証明書、住民票、課税証明書など)はコピーを提出することもできますか。

A. 提出する書類はコピーでも構いません。

Q26.支払済費用の証明には何が必要ですか。

A. 領収書の写しを提出してください。領収書の取得が困難な場合には、通帳の該当ページの写しや銀行の振込明細の写しを提出してください。
※申請する月数分の支払済みの証明が必要となります。

Q27.クレジットカード、スマートフォンアプリ等で支払いをしている場合の証明には何が必要ですか。

A. クレジットカード、スマートフォンアプリの明細(利用金額や獲得ポイントが分かるもの)の写し及びクレジットカード、スマートフォンアプリ利用額が引き落とされたことがわかる銀行口座の通帳の写し等を提出してください。

Q28.インターネットバンクで通帳が無い場合はどうすれば良いですか。

A. インターネットバンクの場合は、口座名義と家賃等の金額が分かる部分の画面コピーを提出してください。また、申請時に夫婦どちらかの名義の口座から対象費用が引き落とされていることを確認させていただきます。

Q29.支払いを証明する書類に補助対象経費以外の費用が含まれてしまっている場合どうすれば良いですか。

A. 領収書などに電気代等の補助対象経費以外の費用が含まれている場合には、内訳が分かる書類を提出してください。(内訳がない場合は、対象にならない可能性があります。)

Q30.貸与型奨学金を返済している場合、返済額の証明には何が必要ですか。

A. 奨学金返還証明書の写しを提出してください。同証明書の提出が困難な場合には、通帳等により返済額を確認しますので、奨学金の名義が分かるものと通帳の表紙及び該当ページの写しを提出してください。

申請に関すること

Q31.申請から交付まではどのような流れですか。

- A. 誘致戦略課へ申請書類を提出後、審査をさせていただきます。
補助金の交付が決まりましたら「結婚新生活支援補助金(継続)交付決定通知書兼交付確定通知書」を申請者あてに送付します。請求書を同封しますので、記名・押印及び口座情報を記入のうえ、誘致戦略課へ提出してください。

Q32.申請はいつまでにすれば良いですか。

- A. 申請期限は令和8年3月10日ですが、予算が無くなり次第、受付を締め切りますので、早めに申請をしてください。

Q33.申請書の提出はどこでできますか。

- A. 市役所本庁舎6階にある誘致戦略課までお越しください。郵送や誘致戦略課窓口以外での受付はできません。申請書類の内容を確認しますので、可能な限りご夫婦または夫婦のどちらかお一人が来庁していただくようお願いいたします。

Q34.申請書はどこで配布していますか。

- A. 誘致戦略課窓口(市役所本庁舎6階)又は焼津市HPでもダウンロードすることができます。